

## 特 記 仕 様 書

1. 業 務 名：令和 7 年度 西海岸周辺エリア基本構想策定業務委託
2. 履行期間：契約の翌日から令和 8 年 3 月 10 日まで
3. 委託概要：西海岸エリアにおいて浦添沿岸部のまちづくり基本構想（案）を策定する。

### 1. 適用範囲

- (1) 本仕様書は、浦添市が発注する「令和 7 年度 西海岸周辺エリア基本構想策定業務委託」に適用する。
- (2) 受注者は、発注者に対し、本業務が円滑に実施されるよう、業務の進捗状況や業務内容に関する打合せを適宜実施し、十分な連絡調整を図るものとする。また、本業務の実施に際して疑義が生じた場合は、発注者と協議し決定するものとする。
- (3) 受注者は、契約締結後速やかに業務計画書を作成し、発注者から了承を得なければならない。
- (4) 本業務にあたっては、本特記仕様書及び契約書、関係法令等を遵守し、また土木設計業務等共通仕様書（沖縄県土木建設部発行）、各設計基準書などに準じて実施するものとする。

### 2. 書類の提出

本業務の履行にあたっては、受注者は次の各号に掲げる書類を遅滞なく提出しなければならない。

- (1) 着手時： 着手届、工程表、技術者通知書、業務計画書
- (2) 完了時： 完了届、納品書、業務成果引渡書、成果品

### 3. 業務内容

業務概要：

- ① 前年度の素案の内容をもとに、各エリアの導入機能や施設規模、ゾーニング案を検討。
  - ② 庁内検討会で調査内容、事業主等の意見を反映した内容について報告・議論。
- (1) 西海岸周辺エリア基本構想（案）の作成
    - 1) 将来像、基本方針の検討：前年度の素案内容について、詳細検討。
    - 2) プレサウンディング調査の実施：事業者が参入しやすい条件等について調査。
    - 3) 全体構想図の作成：周辺エリアとの関係性も踏まえた全体構想図を作成。
    - 4) パブリックコメントの実施支援：関係者、民間事業者、市民等へパブリックコメントを募る支援を行う。

(2) 提案個別事業の構想（案）の作成

- 1) 導入機能や施設規模の検討      2) ゾーニング（案）の作成
- 3) 基本構想図の作成      4) 実現方策の検討      5) 管理運営検討

(3) 構想とりまとめ

検討内容を構想（案）としてとりまとめる。

(4) 庁内検討会（3回）：各種会議等の運営支援

構想（案）の検討に当たって、庁内関係部局で構成する庁内検討会を開催することとし、以下に記載する会議等の運営支援を行う。（会議で使用する資料の作成、会議への出席、議事録の作成等）

| 項目    | 回数 | 備考 |
|-------|----|----|
| 庁内検討会 | 3回 |    |

(5) 打合せ協議

本業務においては、業務着手時、中間（3回）、納品時の計5回を予定している。

4. 成果品

成果品については、以下について提出するものとし、様式、表示方法及び編集については別途調査職員と協議の上、提出するものとする。

- ① 報告書(A4版)      3部
- ② 報告書概要版(A4版 簡易製本)      50部
- ③ VR作成(4か所)      一式
- ④ 上記電子データ      一式
- ⑤ その他本業務に係る付随資料      一式

5. 資格等

- ・管理技術者：技術士（建設部門：都市及び地方計画）または RCCM（都市計画及び地方計画）のいずれかの資格を有し、かつ、沖縄本島内に在住している者でなければならない。
- ・主任技術者：技術士（建設部門：都市及び地方計画）または RCCM（都市計画及び地方計画）のいずれかの資格を有する者でなければならない。なお、主任技術者は管理技術者と兼任することができる。
- ・照査技術者：技術士（建設部門：都市及び地方計画）または RCCM（都市計画及び地方計画）のいずれかの資格を有する者でなければならない。

## 6. 成果品の検査

受注者は、本仕様書等に定められた業務を行い、成果品の検査に合格したときに業務は完了するものとするが、業務完了後において誤りを発見したときは、直ちにこれを訂正するものとする。

## 7. 関係者等との協議

受注者は、関係者等と協議を必要とするときは、誠意をもってこれに当り、議事録等を作成し、この内容を遅滞なく発注者へ報告しなければならない。

## 8. テクリスへの登録

受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が 100 万円以上の業務について、業務実績情報システム(以下「テクリス」という。)に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認お願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日等(以下「閉庁日」という。)を除き 15 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、閉庁日を除き 15 日以内に、完了時は業務完了後、閉庁日を除き 15 日以内に、書面により調査職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに調査職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、閉庁日を除き 15 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

## 9. 資料の収集

受注者は、業務上必要な資料については、関係官公署、企業等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

## 10. 現地踏査

受注者は、本業務の設計対象区域を踏査し、地勢、土地利用、排水区界、道路状況、水路状況など、現地を十分に調査し制約条件を把握しなければならない。

## 11. 打合せ

- (1) 設計業務着手時及び設計業務の区切りにおいて、打合せを行うものとし、その結果を記録し、発注者に提出しなければならない。
- (2) 打合せの際、受注者が協議事項一覧及び打合せ資料を作成し発注者へ提示する。
- (3) 受注者は、打合せ後速やかに打合せ記録簿を二部作成し、発注者及び受注者が押印した打合せ記録簿を双方一部ずつ保管する。

## 1 2. 照査

- (1) 受注者は業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。
- (2) 受注者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。
- (3) 受注者は設計全般にわたり、以下に示す事項について照査しなければならない。
  - ・ 基本条件の確認及び比較検討の方法と内容について
  - ・ 設計計画(設計方針及び設計手法)の妥当性について
  - ・ 計算書(規格、構造計算書、容量計算書等)について
  - ・ 成果品の整合性(計算書、設計図、設計書、報告書等)

## 1 3. その他

上記に定めるもののほか、以下の各号に定める内容に留意し、円滑に業務を行うこと。

- (1) 本業務の遂行にあたり、受注者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意すること。
- (2) 当委託業務に係る全ての成果物の著作権(著作権法第27条、第28条に規定する権利を含む。)は、浦添市に帰属するものとする。

受注者は、当業務の実施のために必要な、受注者が従前より有する著作権、あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に支障がないことを書面により確認し、支障がある場合は、速やかに発注者に書面で報告しなければならない。書面による報告が無い場合には、発注者は、当該著作物の利用に支障がないものと認識し、以後何らかの問題が発生した場合、その責任は受注者が負うものとする。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、又は、本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、その都度、発注者と協議の上、その指示に従い業務を進めること。なお、協議を怠って生じた損害は、すべて受注者の負担とする。
- (4) 業務に文献、その他資料を引用した場合、その文献、資料名を明記しなければならない。